

日介支専協第 2-0081 号

令和 2 年 6 月 19 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について
（令和 2 年度第 2 次補正予算）（ご連絡）

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 6 月 12 日に成立した令和 2 年度第二次補正予算で創設された標題の事業に係る実施要項及び事業概要について、老健局長通知が発出されましたのでご連絡いたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症について、通常サービス提供時では想定されない「かかり増し経費」等に対して補助が行われるものです。介護サービス事業所・施設等への助成だけでなく、都道府県への支援として、平時からの都道府県単位の関係団体等との連携・調整や、緊急時に備えた体制を構築している場合などに委託費として活用できる経費（1 都道府県当たり 900 万円）が計上されています。この関係団体等には、当協会の都道府県支部（都道府県単位の協会・協議会）も含まれますので、各都道府県支部におかれましては、積極的に働きかけをされますようご案内いたします。

詳細は添付の通知に記載されていますが、介護サービス事業所・施設等への助成と合わせて、ポイントを別記にまとめましたのでご参考にしていただければ幸いです。

貴支部におかれましては、地域支部および会員への周知を宜しく願いいたします。

敬具

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：口野沙和
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL: 03-3518-0777 FAX: 03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp

1. 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

(1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

- ・ 居宅介護支援事業所への助成額は、上限 14 万 8 千円 / 1 事業所。
- ・ 利用者や職員に感染者が発生しているか否かは問わない
- ・ 対象経費の例 (省略抜粋) は、①衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、②外部専門家等による (感染症対策に関する) 研修実施、③ (研修受講等に要する) 旅費・宿泊費、受講費用等、④感染防止のための面会室改修費、⑤電動自転車やタブレット等の購入・リース費などです。

(2) 都道府県における衛生用品の備蓄等支援事業 (都道府県支援)

上記事業のうち、「緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等」

- ・ 1 都道府県あたり 900 万円 (委託団体数は問わない)。
- ・ 都道府県において、平時から都道府県単位の関係団体等と連携・調整を行った上で、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費 (委託費) です。当協会都道府県支部 (都道府県単位の協会・協議会) が日頃から行われているような都道府県との連携・調整も該当します。早めに積極的な働きかけをお願いいたします。 (コーディネーターの設置は不要です)

2. 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金

- ・ 感染者・濃厚接触者にサービスを提供した職員は、20 万円。
- ・ 上記以外で利用者と接する職員は、5 万円。
- ・ 対象期間に 10 日以上勤務 (対象期間は都道府県により異なります)。
- ・ 慰労金は非課税所得。差し押さえ禁止。

3. 介護サービス再開に向けた支援事業

(1) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

- ・ 居宅介護支援事業所への助成額は、
①電話による確認 1,500 円 (看護師等が協力した場合 4,500 円) / 利用者。
②訪問による確認 3,000 円 (看護師等が協力した場合 6,000 円) / 利用者。
- ・ 在宅サービス利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認 (感染症対策の要望含む)、サービス事業所との連携 (必要に応じケアプラン修正) を行った場合の助成です。
- ・ 1 利用者につき、①と②は併給不可。

- ・看護師等とは、看護師、居宅管理療養指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）をさします。
- ・「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったことです。

（２）在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

- ・各サービス 20 万円／1 事業所。
- ・3密を避けるための環境整備に要する費用が該当します。
- ・対象経費の例（省略抜粋）は、①長机、②飛沫防止パネル、③換気設備、④電動自転車やタブレット等の購入・リース費などです。（④は1のかかり増し経費でも申請可）

以上